

静岡県は いじめ から子どもを守る「条例(きまり)」をつくりました。

いじめとはどんなことでしょう。いじめとは、相手が「いやだなあ」とか「苦しいなあ」と心や体に苦しみや痛みを感じることをいいます。

静岡県では、いじめから子どもを守るために「条例(きまり)」をつくりました。その一部を紹介します。条例(きまり)を確かめ、ふだんの生活の中で、いじめがあこらないようにしましょう。

いじめとは(第2条)

- ・いじめとは、相手のこころやからだに苦しみや痛みを感じさせることです。
- ・インターネット、メールを使って、相手のこころをきずつけることもいじめです。

いじめをなくすために(第3条)

- ・安心して生活できるよう、自分も友達も大切にし、相手を思いやって生活しましょう。
- ・学校、家族、地域の人と、いじめられている子どもを守りましょう。

いじめの禁止(第4条)

- ・いじめはぜったいにしてはいけません。
- ・いじめられたり、いじめを見つけたりしたときは、先生、友達、家族などに伝えましょう。

学校の役割(第7条)

- ・いじめが起こりにくい学校をつくります。
- ・いじめがあったら、すぐにやめさせます。

保護者の役割(第8条)

- ・自分を大切に思う気持ちや相手を思いやる気持ちを育てます。
- ・子どもをいじめから守ります。
- ・いじめが起こらないように、学校と協力します。

相談しやすい場所づくり(第12条)

- ・県や市、町などは、いじめについて安心して相談できる場所をつくります。

ネットいじめの防止(第13条)

- ・ネットいじめがなくなるよう、インターネット・メールなどを使うときの約束を教えます。

みんなできょうりょくして
「いじめ」をなくそう!



いじめについて考えてみましょう

こんなことはありませんか。

冷やかされる・からかわれる
いやなことを言われる

仲間はずれにされる
集団で無視される

ぶつかられる
遊びぶりをしてたたかれる



恥ずかしいことをさせられる
危ないことをされる

お金渡すように言われる・物
をぬすまれたりかくされたりする

スマホやパソコンで
悪口を書かれる



相手の気持ち、考えたことある?

いやだなあ



見ていただけだよ!
わたしは関係ないよ!



だって、相手がいや
だと言わないし…
おもしろいし…

こんなことされてくるしいよ…

上の絵にかかれていることは、「いじめ」に当てはまります。
自分の行動をよく考えて、友達を大切にしよう!

